相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　山脇　琢次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野村覺右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　野村　常吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　濱田　作次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　矢野　卯八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　片山　孫六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　濱田　芳吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　片山　力馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　竹崎　松吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
高知市丸ノ内一丁目六番二号丸の内タムラビル三階丸の内法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大村　耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草郡佐伊津村四八二二番地、最後の住所熊本県天草郡佐伊津村一六四二番地
被相続人　亡　大手政太郎

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年九月十八日
長野県長野市大字大豆島四〇二〇番地三
イコールゼロ株式会社
代表取締役　林　宏道

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所、株式の数並びに株主の番号

野村真造　長野県長野市浅川団地　株式三〇〇株　一〇
中村公紀　長野県長野市篠ノ井東福寺一三一―三　株式一五〇株　一一
上原富雄　長野県長野市みこと川B一四―一八　株式一〇〇株　一二
中村辰章　長野県長野市篠ノ井杵渕八五七　株式一八株　一三
町田好弘　東京都北区滝野川五―三四―一〇　株式一〇株　一四
米村国栄　長野県長野市安茂里大門一二〇七　株式二株　一五

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
事務所熊本県天草市古川町四四番地
相続財産管理人　弁護士　宮崎　定邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県速見郡日出町大字川崎二〇二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤川　卓夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日
大分県国東市国東町田深一一九六番地一
相続財産管理人　司法書士　丸田　眞五

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十六年八月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十八日
大阪府大阪市西区江戸堀一丁目一二番八号
株式会社アクセス規約型確定給付企業年金
清算人　仲橋　孝治